

適正計量管理事業所指定の手引き

1 適正計量管理事業所の指定

「適正計量管理事業所」とは、特定計量器を使用する事業所が、計量士の検査と指導のもと自主的な適正計量管理の実施が認められ、都道府県知事（国の事業所を除く）から指定された事業所をいいます。

指定についての概要は次の通りです。

- ① 計量法で規定する特定計量器を使用している事業所であること
- ② 都道府県知事（特定市所在の事業者は特定市を經由し都道府県知事）に申請
- ③ 都道府県知事（特定市所在の事業者は特定市長）による検査の実施
- ④ 検査により一定基準を満たすと認められたとき都道府県知事が指定

〈新規指定時の事務手続き概要〉

(事業者) (検定所 (検制)) (検定所 (検制)) (検定所)
指定の申請 → 書類審査 → 現地検査 → 指定書交付 → 事業者

適正計量管理事業所のメリット

- ・計量法第19条第1項で定める特定計量器の定期検査受検義務免除
（計量証明事業者は、計量証明検査受検義務免除）
- ・計量法第49条第1項に基づく簡易修理*の実施が可能
- ・経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる
- ・信用度の向上
※簡易修理：構造に影響を及ぼし得る修理であって、器差に影響を与える蓋然性の乏しいもの（「15 簡易修理の範囲」を参照）

2 指定の申請

適正計量管理事業所の指定申請を行う場合は、事業所ごとに下記の書類を計量検定所（事業所の所在地が特定市の場合は特定市）に提出して下さい。

- ① 指定申請書(様式1) : 1部
- ② 指定検査申請書(様式2) : 1部
- ③ 登記事項証明書(登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの) : 1部
- ④ 適正計量管理事業所の欠格事由に該当していない旨の誓約書(様式3) : 1部
- ⑤ 計量管理の方法に関する事項(経済産業省令で定めるもの) : 1部
- ⑥ 計量士登録証の写し及び雇用関係を証明する書類 : 1部
- ⑦ 使用する計量器一覧表(計量管理規程記載例 別紙3参照) : 1部
- ⑧ 手数料納入票(石川県証紙貼付) : 2,550円/申請手数料
: 7,400円/現地検査*

※現地検査は、検査手数料の他、距離に応じて旅費を（後日郵送する納入通知書により）負担して頂きます。（特定市の場合、現地検査に係る費用は特定市にお問い合わせください。）

3 計量管理規程（計量管理の方法に関する事項）の作成

(1) 適正計量管理事業所の指定申請を行うときには、事業所ごとに計量管理規程（計量管理法の方法に関する事項）を記載した書類が必要となります。

作成については「14 計量管理規程記載例」を参考にして下さい。

- (2) 計量管理規程には、下記の項目の記載が必要です。
- ア 実施組織の図示
 - イ 特定計量器の検査の方法と時期（特定計量器検定検査規則に基づく検査）
 - ウ 特定計量器の検査の設備と整備の方法（基準器等一覧表及び基準器成績書の写し等）
（検査設備管理台帳）
 - エ 計量の方法と量目検査の方法（量目管理台帳）
 - オ その他必要事項（従業員の研修、台帳管理等）

4 指定検査

適正計量管理事業所に指定することは、計量法における適正な計量管理の実施を証明するものです。このため現地検査では、事業所の関係者及び計量士に立ち会って頂き、申請書の記載内容並びに計量管理の実施状況について確認を行うこととしています。

検査概要（適正な計量管理）は次のとおりです。

- (1) 計量管理規程（計量管理の方法に関する事項）
 - ア 管理規程通りに組織が機能していること
 - イ 管理規程を定期的に見直していること
- (2) 計量管理を実施する組織
 - ア 事業所上層部の計量管理に対する理解度
 - イ 組織上の計量士及び適正計量管理主任者の位置付け
- (3) 基準器等検査設備の整備及び保守管理の方法
 - ア 検査する計量器に応じ必要なものが充足されていること
 - イ 良好に管理されていること
 - ウ 借用の場合に賃貸契約書等が保管されていること
- (4) 使用する特定計量器の検査方法
 - ア 定期的に適正な検査が実施されていること
 - イ 不合格計量器の処置が適切に行われていること
- (5) 量目検査（製造工程中の製品計量・計測を含む）の主体、周期、検査結果の記録及び適正活用
- (6) 台帳の管理状況
 - ア 基準器等及び検査設備の管理台帳の記録が整理されていること
 - イ 使用計量器の管理台帳の記録が整理されていること
 - ウ 合格証紙の受払い等の管理が適正にされていること
 - エ 量目管理台帳の記録が整理されていること
- (7) 指導教育状況
 - ア 計量士に適正計量管理主任者や計量実務者等に対し計量講習会等を開催させ、計量管理の方法及び量目検査方法などの知識及び技術の習得に努めさせる等、定期的に従業員教育を実施していること
 - イ 計量士又は適正計量管理主任者が必要に応じて担当者を指導していること
 - ウ 指導教育について実施記録が整理されていること
- (8) その他適正な計量管理を推進するために必要な事項等
 - ア 講習会、研修会への参加
 - イ 適正計量管理事業所の標識の活用状況等

※指定後にあつては、次の事項の適正な実施も必要となります。

- (9) 法令等の遵守状況
 - ア 届出等を遅滞なく行っていること
 - イ 年次報告と実態に相違ないこと

5 指定の基準

適正計量管理事業所の指定基準は次の通りです。

- (1) 特定計量器の種類に応じて、計量士が当該事業所で使用する特定計量器^{※1}について、経済産業省令で定められている検査^{※2}を定期的に行うものであること。
- (2) その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。
 - ア 当該事業所にその従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする者（以下「適正計量管理主任者」という）が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
 - イ 当該事業所における適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
 - ウ 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
 - エ その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
 - ① 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
 - ② 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
 - ③ 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

※1 指定基準（1）の経済産業省令（施行規則）で定める特定計量器の種類と計量士

特定計量器名（施行令）	計量士区分
濃度計のうち次に掲げるもの ①ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5体積百分率以上25体積百分率以下のもの ②溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50体積百分率以上のもの ③磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5体積百分率以上25体積百分率以下のもの ④紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50体積百分率以上のもの ⑤紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25体積百分率以上のもの ⑥非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ⑦非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 ⑧非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が100体積百分率未満のもの及び最小の目量が100体積百分率以上200体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が5体積百分率未満のもの ⑨化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25体積百分率以上のもの ⑩ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ⑪ガラス電極式水素イオン濃度指示計	環境計量士 (濃度関係)
騒音計 振動レベル計	環境計量士 (騒音・振動関係)
上記に掲げる以外の特定計量器	一般計量士

※2 指定基準（1）の経済産業省令（施行規則第75条第2項）で定める特定計量器の検査
 定期検査または計量証明検査の対象となる特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり、皮革面積計、騒音計、振動レベル計、濃度計）については、法の定める期間^{※3}に1回、※1に規定する計量士に、その指定に係る事業所で使用する定期検査対象計量器が定期検査の合格条件（法第23条）又は計量証明検査の合格条件（法第118条）に適合するかどうかを検査させなければならない。

※3 2年：非自動はかり・分銅及びおもり（定期検査、計量証明検査）
 3年：濃度計・騒音計・振動レベル計（計量証明検査）
 （はかりは1年／回の検査が望ましい）

6 適正計量管理事業所指定の計量証明事業者に必要な検査

適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者には、計量証明検査受検義務規定の適用が免除されます。これに代わり法第116条2項の規定によって、計量証明検査を受けるべき期間^{※1}に指定申請書に記載された計量士による検査が義務付けられています。

ただし、計量法で定める検定・検査に合格した表示年月の翌月1日から起算して、計量器の種類ごとに定められた期間^{※2}を経過していない計量器の場合は、その限りではありません。

なお、石川県においては、計量証明検査を受けるべき期間ごとに検定を受検することで、計量証明検査に代えることができるものとしています。

計量証明検査の対象となる特定計量器

特定計量器の種類	計量証明検査を受け るべき期間（※1）	計量証明検査を受けるこ とを要しない期間（※2）
非自動はかり、分銅及びおもり	2年	12ヶ月
騒音計	3年	6ヶ月
振動レベル計	3年	6ヶ月
濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く）	3年	6ヶ月

7 指定書の交付・再交付

申請者が指定の基準を満たしている場合には、適正計量管理事業所として指定され、指定書が交付されます。指定書は大切に保管して下さい。

また、指定書の汚損・紛失等が生じた場合は、指定書再交付申請書（様式5）に現在の指定書（紛失の場合は指定書紛失理由書（様式6））を添え計量検定所へ届出を行ってください。

8 適正計量管理事業所標識の掲示



適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において経済産業省で定める様式の標識を掲げることができます。

9 変更及び廃止の届出

適正計量管理事業所指定申請書（指定書）の内容に変更があった場合は、指定申請書記載事項変更届（様式7）に必要書類（「13 申請・届出必要書類等一覧」を参照）を添付し、計量検定所へ届出を行って下さい。

また、事業を廃止する場合は事業廃止届（様式8）を計量検定所へ届け出て下さい。

10 報告書の提出

適正計量管理事業所の指定により、経済産業省令で定める定期検査または計量証明検査の対象となる特定計量器については、法の定める期間に1回、計量士にその指定に係る事業所で使用する検査対象計量器が合格条件に適合するかを検査することとなります。

その検査結果については、検査数の有無に係らず前年4月1日から、その年の3月末日までの件数を記載した適正計量管理事業所報告書（様式12）を毎年4月末日までに計量検定所へ提出して下さい。

年度途中から事業を開始した場合は、開始した日から3月末日までの件数を報告、また年度途中で事業を廃止した場合は、4月1日から廃止した日までの件数を報告します。

11 適合命令

都道府県知事は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、基準に適合するために必要な措置をとることを命じることができます。

考えられる事例

- (1) 法定の期間内に特定計量器の検査を行わなかったとき
- (2) 量目公差を超えて不足する商品を出荷又は販売している場合
- (3) 提出した計量管理規程（計量管理の方法に関する事項）を実施していないと認めるとき。
- (4) 計量士がいなくなったとき。

12 指定の取消

都道府県知事は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が次の各号の1に該当するときは、その指定を取り消すことができます。

- (1) 氏名又は名称及び住所など指定申請の事項に変更が生じたにもかかわらず、届出しないとき。経済産業省令で定める様式以外の標識を掲げたとき。
- (2) 計量法又は計量法に基づく命令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から1年を経過しない者。
- (3) 指定を取消され、その取消の日から1年を経過しない者。
- (4) 法人であって、その業務を行う役員のうち(2)・(3)の1つに該当する者があるもの
- (5) 基準に適合するための命令に違反したとき
- (6) 不正の手段により適正計量管理事業所の指定を受けたとき。

※ 適正計量管理事業所は、指定の取消しになったときは、遅滞なく知事に指定書を返納しなければなりません。

13 申請・届出必要書類等一覧

		提出書類等			
		個人・法人共通	個人	法人	手数料 [◎]
指 定		指定申請書、指定検査申請書、誓約書、計量士登録証写、計量管理規程	住民票	登記事項証明書（登記簿謄本）	要 2,550円（指定） 7,400円（検査）※
指定書の再交付	汚損	指定書再交付申請書、汚損の指定書	—	—	不要
	紛失	指定書再交付申請書、指定書紛失理由書	—	—	
指 定	移 転	指定申請書記載事項変更届、指定書	住民票	登記事項証明書（登記簿抄本）	
	住所表示又は地番変更	指定申請書記載事項変更届、指定書	証明書	証明書	
申 請 書 記 載	事業譲渡	指定書記載事項変更届、指定書、誓約書、事業譲渡証明書、計量管理規程	戸籍抄本	登記事項証明書（登記簿謄本）	
	名称変更	指定申請書記載事項変更届、指定書、計量管理規程、事業承継証明書（分割のとき）	—	—	
	合併・分割	指定申請書記載事項変更届、指定書、計量管理規程、事業承継証明書（分割のとき）	—	—	
事 項 の 変 更	相 続	指定申請書記載事項変更届、指定書、誓約書、相続証明書（相続人1人）又は事業承継同意証明書（2人以上の相続人）、計量管理規程	戸籍謄本	—	
	事業所所在地変更	指定申請書記載事項変更届、指定書	—	—	
変 更	代 表 者 変 更	指定申請書記載事項変更届、誓約書	—	—	
	計 量 士 の 変 更	指定申請書記載事項変更届、計量士登録証写	—	—	
	計 量 器 の 変 更	指定申請書記載事項変更届、計量器一覧表	—	—	
事 業 廃 止		事業廃止届、指定書	—	—	

※現地検査は、検査手数料の他、距離に応じた出張旅費を郵送する納入通知書により負担して頂きます。（特定市の場合、現地検査に係る費用は特定市にお問い合わせください。）

◎県への申請の場合、手数料は石川県証紙により納付して下さい。

販売場所等は県ホームページ <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/syoushi.html> をご参照下さい。

14 計量管理規程（計量管理の方法に関する事項） 記載例

計量管理規程（流通業）

〇〇年〇〇月〇〇日制定
××年××月××日改訂

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、計量法第127条に基づき、〇〇社〇〇事業所（以下「当事業所」という。）における計量管理業務の基準を定め、商品の販売、その他の取引又は証明上の計量の安全を確保する為に合理的な計量管理を行い、取引の公正を図るとともに顧客の信頼を確保し、もって事業の発展に寄与することを目的とする。

（計量管理等の定義）

第2条 この規程において「計量管理」とは、計量器の整備、計量の正確保持、計量方法の改善、その他の適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。

2 この規程において「計量管理業務」とは、前条の目的を達成するために次の業務をおこなうことをいう。

- (1) 計量管理を実施する組織の確立
- (2) 使用する計量器の検査の実施の方法及び時期
- (3) 使用する計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- (4) 計量の方法及び量目検査の実施の方法及び時期
- (5) 計量に関する改善、計量管理を実施するための必要な従業員への指導教育及び調査
- (6) その他適正な計量管理を実施するために必要な（台帳管理方法等）事項

第2章 組織

（計量管理を実施する組織）

第3条 計量管理を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

1 組織図（別紙1のとおり）

2 計量管理の業務は、〇〇（本部）長が総括し、主管者は〇〇部（店）長とする。

- (1) 主管者は、計量管理に関する基本事項を決定し業務を実施する。
- (2) 主管者は、この規程に基づく計量管理を的確に推進するとともに、計量管理水準の向上のための施策を講じる。

（実施機関及び計量管理責任者）

第4条 計量管理業務は、〇〇部〇〇課が所管し、同部署に計量管理責任者として計量士（以下、「計量士」という。）を置く。

2 計量士は、次の計量管理事項の実施を掌る。

- (1) 商品の計量管理（量目検査及び品質検査）に関する事項及び商品企画調査並びに、その改善に関する事項
- (2) 計量器の保守管理に関する事項
- (3) 計量器を検査するための設備の整備保管
- (4) その他、適正な計量管理の実施に必要な事項

（適正計量管理主任者）

第5条 計量管理業務を合理的かつ効果的に遂行するために、計量士のもとに、適正計量管理主任者（以下「主任者」という。）を置く。

第3章 検査設備の設置及び整備保管

(検査設備の設置)

第6条 計量管理主管課に「計量管理室」を設け、計量管理に必要な設備等を設置する。

(検査設備の整備保管)

第7条 検査設備等は、その適格性を担保するため定期的な保守、点検及び校正を行うものとする。

2 検査設備等の整備保管は、設備管理台帳をもって管理する。

第4章 計量器の管理

(計量器の管理)

第8条 計量器は、計量管理主管課が配備したものを使用する。但し、やむを得ない事由により取引先が持ち込む計量器は、計量管理主管課に届出て検査を受け使用の承認を得ることとする。

2 計量器は、その種類、能力、器物番号（社内整理番号）等、必要な事項を記載した計量器管理台帳（別紙2）・計量器一覧表（別紙3）を備えて管理する。

第5章 計量器の検査

(計量器の検査方法及びその時期)

第9条 計量器の検査は、定期検査、随時検査、臨時検査、受入検査とする。

2 定期検査は計量法特定計量器検定検査規則に準じて計量士が行う検査をいい、毎年1回以上実施する。

3 随時検査は、計量器の使用状態の適否及び以上の有無について、計量士又は主任者が行う検査をいい、随時実施する。

4 臨時検査は、計量器の使用者から検査請求があったとき、又は適正な計量の実施を確保するため、必要に応じて計量士又は主任者が適宜実施する。

5 受入検査は、計量器の購入及び補充並びに第8条第1項のただし書きに該当する際に行う検査をいい、その方法は定期検査に準じて行う。

(計量器の処置)

第10条 前条の検査を行い、合格した計量器であっては、合格証紙（ステッカー）等によって合格品であることを明示し、検査年月日又は使用期限を表示する。また、適合しない計量器があった場合は、直ちにその使用を禁止し遅滞なく適切な処置を講じなければならない。

(検査結果の記録及び報告)

第11条 第9条第2項の定期検査を行ったときは、その検査結果を記録するとともに、検査結果を主管者に報告しなければならない。

2 検査結果の記録は、検査実施の日から3年以上保管する。

3 記録を電磁的方法により行う場合は、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに当該記録が表示されるものとし、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第6章 正確計量の確保

(商品の管理)

第12条 商品の販売に従事する者は、常に商品の量目、表示方法及び品質に対する注意を喚起し、量目不足等の問題が生じないように努めなければならない。

(商品の量目及び表示方法の検査)

第13条 計量士または主任者は、適正な計量を確保するため販売する商品について、次の検査を計画的に行う。

- (1) 計量作業場又は売り場における商品の量目、表示及び品質の検査
- (2) 仕入商品に対する量目、表示及び品質の検査

(不適合商品の処置)

第14条 前条の検査を行い、不適合商品が確認された場合は速やかに適切な処置を講じなければならない。

(商品の購入先に対する量目等の調査)

第15条 販売商品の適正な計量を確保するため、取引先の工場等における計量器の使用状況及び納入する商品の計量方法の調査をすることができる。ただし、調査にあたっては、相手方の了承を得なければならない。

(量目検査等の結果の報告)

第16条 販売する商品の量目等の検査及び調査を行ったときは、その結果を主管者に報告しなければならない。

第7章 社員教育及び指導

(教育及び指導)

第17条 計量管理主管課は、計量関係従事者等に計量管理の内容及び計量知識の普及啓発に関する事項について、適宜、教育指導を行う。

第8章 雑則

(計量管理規程に基づく実施要領の制定)

第18条 この規程を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項は、別に「計量管理実施要領(細則)」*を定めることができる。

附 則

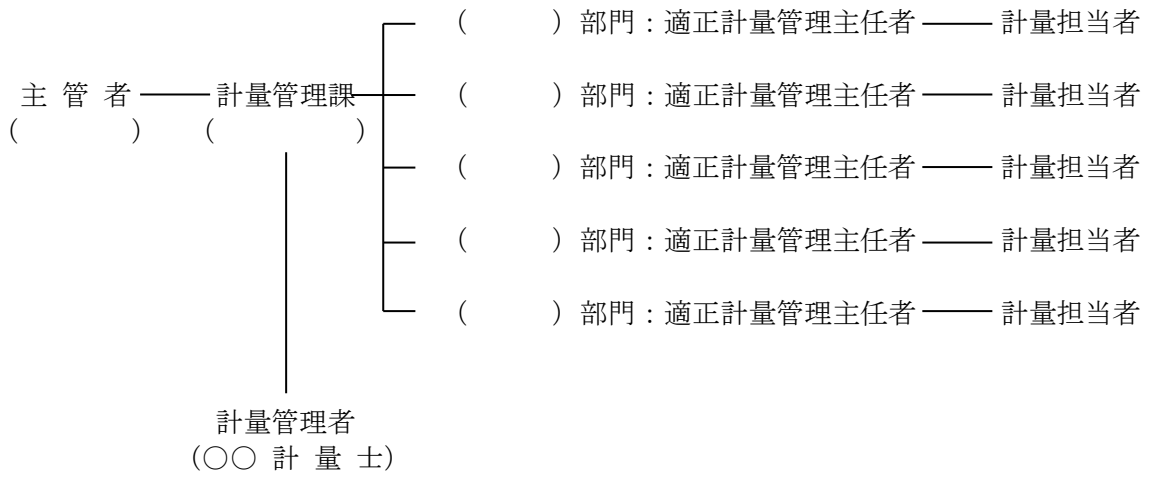
- 1 令和〇〇年〇〇月〇〇日制定
- 2 令和 年 月 日改定
- 3 令和 年 月 日改定

※計量管理実施要領(細則)は、計量管理規程に基づく次の事項を具体的な内容で規程(文書化)するものです。

- ①「検査設備及びその保守管理」「計量器の検査方法、周期及び合否の判断基準」「商品量目検査等の方法、時期、適否の基準」「計量器管理台帳の様式」等
- ②「計量器及び商品量目検査に用いる観測紙の書式」、主管者へ提出する「報告書の書式」等
- ③検査の結果で不適正になった計量器又は商品の具体的な処置方法等
- ④その他、適正な計量の実施の確保に必要な事項

14-1 計量管理規程 記載例 (別紙 1)

計量証明事業組織図 (例)



14-2 計量管理規程 記載例（別紙2）

計量器管理台帳（例）

店名（社名）		台帳番号	
--------	--	------	--

基本情報

種類	秤量	目量	製造会社	製造番号	検定年月

購入先名及び購入年月日	備考
年 月 日	

管理責任者

氏名	着任日	氏名	着任日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

検査成績の記録

検査年月日	検査種別	合否判定	不合格理由	処置	検査者			確認印
					氏名	職名	印	

14-3 計量管理規程 記載例（別紙3）

計量器一覧表（例）

台帳 番号	名 称	数 量	製造番号	秤量	目量	取引・ 証明用	設置場所	備考
〇〇〇	電気式はかり	1	XXXXXXXX	6 Kg	1g/2g	○	1F 精肉	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	ばね式 指示はかり	3	XXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX			×	1F 惣菜	調理用の 目安
〇〇〇	電気式はかり	1	XXXXXXXX			基準器		

備考

1. 項目の台帳番号は、各計量器毎の計量器管理台帳の番号。

15 簡易修理の範囲

計量法第49条第1項ただし書きの計量法施行規則第11条で定める簡易修理（抜粋）

特定計量器の種類	簡易修理の範囲
棒はかり	<ul style="list-style-type: none"> ・懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり輪、取緒、取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替 ・さおの曲がりの矯正 ・目盛標識の復元
皿はかり 台はかり	<ul style="list-style-type: none"> ・増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりの爪若しくはノック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関節部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替 ・ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストッパーの取手の補修 ・ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整
皿はかり	<ul style="list-style-type: none"> ・皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え
台はかり	<ul style="list-style-type: none"> ・台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構、振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修または取替え ・立筒の補修 ・刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲における額縁の補修
光電式はかり	<ul style="list-style-type: none"> ・光電式はかりの光源用電球の取替え
電気式はかり	<ul style="list-style-type: none"> ・印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む）の電源部の補修又は取替え ・料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式のはかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る）の取替え
手動天びん	<ul style="list-style-type: none"> ・度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え ・両ひじ長さの調整
定量おもり	<ul style="list-style-type: none"> ・定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え
ガラス製温度計	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く）に係る外管の頭部を封じている部分の補修又は取替え
アネロイド型圧力計	<ul style="list-style-type: none"> ・渦巻きバネ、拡大機構又は電気接点の調整 ・目盛版、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補正機構以外の補修又は取替え
積算熱量計	<ul style="list-style-type: none"> ・流量計量部の部分清掃 ・ストレーナーの取替え ・表示機構の透明覆版の取替え ・パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないで出来るものに限る）
照度計	<ul style="list-style-type: none"> ・照度計に係る電源スイッチ、測定レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
騒音計	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
振動レベル計	<ul style="list-style-type: none"> ・振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
濃度計 （酒精度浮ひょうを 除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーター又はオゾン発生器の取替え ・温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え ・電気回路部品（当該濃度計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る）の取替え
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル表示機構に係るプリント回路であって、論理回路のみで構成されているものの取替え 	

※簡易修理の実施後、性能の確認（器差・繰り返し性等）を行い省令で定める技術上の基準に適合し、かつその器差が省令で定める使用公差を超えないことが必要。

【様式 1】

適正計量事業所指定申請書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

次のとおり、適正計量管理事業所の指定を受けたいので申請します。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称（業種を含む。）及び所在地
- 3 使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器とその他に用いる計量器との別及び数
- 4 使用する特定計量器の検査を行なう計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
- 5 計量法施行規則第73条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 2の業種は、具体的に記載すること。
3. 4の計量士は、当該事業所の従業員又は外部からの委託による者のいずれかを区別し、後者の場合にあっては、その所属先を具体的に付記すること。
4. 2、3及び5の事項は、別紙に記載することができる。但し、2については、施行規則第72条第2項又は第3項に規定する場合に限る。
5. 氏名を記載し押印することに代えて、署名（本人の自署に限る）することができる。

【様式 2】

適正計量事業所指定検査申請書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

下記のとおり計量法第127条第1項の指定に係る同法第127条第3項の検査を受けたいので申請します。

記

- 1 指定のための検査を受けようとする事業所の名称及び所在地
- 2 指定のための検査に係る責任者及び連絡先

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 氏名を記載し押印することに代えて、署名（本人の自署に限る）することができる。

【様式 3】

誓 約 書

私(はじめ当社役員)は、下記の適正計量管理事業所の事業の欠格事由(計量法第133条において準用する計量法第92条第1項)各号に該当していないことを誓約します。

記

- 一 計量法または計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 二 計量法第132条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号の1つに該当する者があるもの

令和 年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 氏名を記載し押印することに代えて、署名(本人の自署に限る)することができる。

【様式 4】



適正計量管理事業所

計量法第127条第1項の規定により、適正計量管理事業所として指定する。

1 指定年月日 令和 年 月 日

2 指定番号 第 号

3 名 称

4 所在地

令和 年 月 日

石川県知事

【様式 5】

指 定 書 再 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

次のとおり適正計量管理事業所の指定書の再交付を受けたいので、指定書（指定書を失った事実を記載した書面）を添えて申請します。

記

1 指定番号及び指定年月日

2 指定した事業所の名称及び所在地

3 再交付申請の事由

4 連絡先

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 申請者の氏名を記載し押印することに代えて、署名（本人の自署に限る）することができる。

【様式 6】

指 定 書 紛 失 理 由 書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

印

適正計量管理事業所指定書の交付を受けていましたが、下記の理由により紛失いたしました。

なお、紛失した指定書を発見したときは速やかに返納いたします。

記

紛失理由

【様式 7】

指定申請書記載事項変更届

令和 年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

印

次のとおり、変更があったので、計量法第133条において準用する同法第62条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の事由

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 法第133条において準用する第61条の規程（承継）による変更についてはそれぞれの証明書を添付のこと。
3. 氏名を記載し押印することに代えて、署名（本人の自署に限る）することができる。

【様式 8】

事業廃止届

令和 年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

下記の適正計量管理事業所の事業は、令和 年 月 日に廃止したので計量法第133条において準用する第65条の規定により、届け出ます。

記

- 1 指定の年月日及び指定番号
- 2 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 3 工場又は事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 氏名を記載し押印することに代えて、署名（本人の自署に限る）することができる。

【様式 9】

事業譲渡証明書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

譲渡者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

譲受者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

上記の者の間で適正計量管理事業所の事業の全部が令和 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

1 指定の年月日及び指定番号

2 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所

3 工場及び事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【様式10】

相 続 証 明 書

石川県知事 殿

住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

上記の者は、
年 月 日に承継したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者 住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 証明者は2人以上とし、全員が署名、押印すること。

【様式11】

事業承継同意証明書

石川県知事 殿

住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

上記の者は、
の相続人であり、かつ相続人全員の同意により適正計
量管理事業所の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

令和 年 月 日

相続人 住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名、押印すること。

【様式12】

適正計量管理事業所報告書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業所名			事業所所在地			整理番号	
特定計量器 の種類	使用する特定 計量器 の数	法第128条第1号の規定による 検査を行なった特定計量 器		計量証明に使用する特定計量器				備考
		検査を行なった 特定計量器 の数	合格しなかつ た特定計量器 の数	数	計量法第116 条第2項の規定 による検査を 行なった特定 計量器の数	同検査に合格 しなかつた特 定計量器の数		

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 整理番号の欄は、記入しないこと。
3. 計量証明に使用する特定計量器の欄は、計量証明事業者であって計量法第127条第1項の指定を受けた者のみが記入すること。

【参考様式1】

基準器管理台帳(例)

基準器の名称		台帳番号	
--------	--	------	--

基本情報

種 類	秤 量	目量又は感量	製造会社	製造番号	基準器検査の主体

有効期間年	購入先名及び購入年月日	基準器検査の手続き等保守管理の方法
年		
	年 月 日	

管理情報

基準器 検査年月日	有効期間	基準器検査 成績書番号	管理事項	計量士名
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日迄			

【参考様式2】

計量器管理台帳（例）

店名（社名）		台帳番号	
--------	--	------	--

基本情報

種類	秤量	目量	製造会社	製造番号	検定年月

購入先名及び購入年月日	備 考
年 月 日	

管理責任者

氏 名	着 任 日	氏 名	着 任 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

検査成績の記録

検査 年月日	検査 種別	合否 判定	不合格理由	処置	検 査 者			確認 印
					氏 名	職 名	印	

【参考様式3】

計量器一覧表（様式及び記入例）

台帳 番号	名 称	数 量	製造番号	秤量	目量	取引・ 証明用	設置場所	備考
〇〇〇	電気式はかり	1	XXXXXXXX	6 Kg	1g/2g	○	1F 精肉	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	ばね式 指示はかり	3	XXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX			×	1F 惣菜	調理用の 目安
〇〇〇	電気式はかり	1	XXXXXXXX			基準器		

備考

2. 項目の台帳番号は、各計量器毎の計量器管理台帳の番号。

【参考様式4】

設 備 管 理 台 帳 (例)

			台帳番号：	
設 備 名				
製 造 事 業 者 名				
形式名・性能・仕様				
取 得 年 月 日	年	月	日	製造番号
付属品・オプション・消耗品等				

計量管理明細（項目） 点検整備・検定・検査・修理・その他

年 月 日	実 施 内 容	実施者 印	計量管理者 印
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			

※法定検査、定期点検及び清掃等を行った場合は必ず記録する。

【参考様式5】

計量器検査一覧表（例）

住 所
名 称
 検査年月日
 計 量 士 印
 区分・番号 () 計量士 登録 No.

検査を行った計量器の種類

種 類	形状	秤量	目量	製造番号	製造会社	使用場所	検査結果	処置

特記事項

【参考様式6】

商品検査成績表（ 年 月）

実施者名 _____

検査日	商品名	請込者／売場名	量 目 検 査							その他の検査		処置	
			総量	風袋	実量	表記量	呼称量	過不足		不適	事項		結果
								+	-				

【参考様式7】

使用始業点検記録簿（例）

設備名 (主な付属品)	製造事業者名	形式名(型式承認番号) 性能・仕様	製造番号	台帳番号
XXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXX	X~~~~~X	X-----X (n-----n) XXXXXX XXXXXXXX	x-----x	

使用年月日	使用時間・内容	点検項目別点検結果	異常時の対処等	点検者印
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
検印	主管者		計量管理者	

【参考様式8】

計量管理・指導報告書（例）

店舗名					報告日	令和	年	月	日
実施日時	令和	年	月	日	時間	:	～	:	
報告者名			参加者名						
計量器等	製造 No	秤量	目量	使用場所	備考				
(内 容)									
(問題点・対応・方針等)									
(所見・措置)									

検印	主管者	計量管理者	担当者	報告者

(記録保存期間3年)

使用料（手数料）納入票

申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
		款	項	目	節	附記
年度・会計	年 度 一 般 会 計	※ 金 額				
		※ 納 人	住			
			所			
※ 納 入 理 由			氏			
			名			

（証紙はりつけ欄）

--	--	--

注 意

- 1 証紙はりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
- 2 ※印箇所は、納人が記入してください。（申請書等と同時に提出する場合は住所の記入を省略できます。）
- 3 国の収入印紙と混同しないでください。
- 4 自己の印章等で割印しないでください。
- 5 証紙は、北国銀行支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。